

雲林縣議會第 20 屆會期一覽表

次數	會 期	起 訖 日 期	天 數
1	第 1、2 次臨時會	112 年 2 月 13 日至 2 月 22 日止	10 天
2	第 1 次定期會	112 年 5 月 19 日至 6 月 27 日止	40 天
3	第 3 次臨時會	112 年 8 月 7 日至 8 月 11 日止	5 天
4	第 4 次臨時會	112 年 8 月 14 日至 8 月 18 日止	5 天
5	第 2 次定期會	112 年 10 月 2 日至 11 月 10 日止	40 天
	(延長會期)	112 年 11 月 11 日至 11 月 15 日止	5 天
6	第 5、6 次臨時會	112 年 12 月 14 日至 12 月 22 日、12 月 25 日止	10 天
7	第 7、8 次臨時會	113 年 3 月 7 日至 3 月 15 日、3 月 18 日止	10 天
8	第 3 次定期會	113 年 5 月 13 日至 6 月 21 日止	40 天
9	第 9、10、11 次臨時會	113 年 8 月 12 日至 16 日、8 月 19 日至 23 日、8 月 26 日至 30 日止	15 天
10	第 4 次定期會	113 年 10 月 4 日至 11 月 12 日止	40 天
	(延長會期)	113 年 11 月 13 日至 11 月 15 日、11 月 18 至 19 日止	5 天
11	第 12 次臨時會	113 年 11 月 20 日至 11 月 22 日、11 月 25 至 26 日止	5 天
12	第 13、14 次臨時會	114 年 3 月 13 日至 3 月 21 日、3 月 24 日止	10 天
13	第 5 次定期會	114 年 5 月 5 日至 6 月 13 日止	40 天
14	第 15、16 次臨時會	114 年 8 月 15 日至 8 月 22 日、8 月 25 至 26 日止	10 天

次數	會 期	起 訖 日 期	天 數
15	第 6 次定期會	114 年 10 月 13 日至 11 月 21 日止	40 天
	(延長會期)	114 年 11 月 22 日至 11 月 26 日止	5 天
16	第 17 次臨時會	114 年 11 月 28 日至 12 月 2 日止	5 天
17	第 18 次臨時會	114 年 12 月 4 日至 12 月 8 日止	5 天
18	第 19 次臨時會	115 年 3 月 9 日至 3 月 13 日止	5 天
19	第 20 次臨時會	115 年 3 月 16 日至 3 月 20 日止	5 天
20	第 7 次定期會	115 年 5 月 4 日至 6 月 12 日止	40 天
21	第 21 次臨時會	115 年 7 月 16 日至 7 月 20 日止	5 天
22	第 22 次臨時會	115 年 7 月 21 日至 7 月 24 日、27 日止	5 天
23	第 23 次臨時會	115 年 7 月 28 日至 7 月 31 日、8 月 3 日止	5 天
24	第 8 次定期會	115 年 8 月 24 日至 10 月 2 日止	40 天
	(延長會期)	115 年 10 月 3 日至 10 月 7 日止	5 天
25	第 24 次臨時會	115 年 10 月 8 日至 10 月 12 日止	5 天

備註：

- 一、定期會每6個月開會1次，每年開會2次，每次40日。審議總預算之定期會，會期屆滿而議案尚未議畢或有其他必要時，得提經大會決議延長會期，延長之會期不得超過5日，並不得作為質詢之用，故每年之會期不得超過85日。
- 二、臨時會每年不得多於6次，每次不得超過5日，故每年之會期不得超過30日。
- 三、依地制法第39條第4項（覆議案）召開臨時會，不受地制法第34條所定召開臨時會次數之限制。